

合併公告及び新設分割公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊及び己の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊及び己は解散することにしたしたので公告します（以下、「本合併」といいます）。

また、本合併が効力を生じたことを条件として、甲は、新設分割により新設する株式会社アドフレックス・コミュニケーションズ（住所東京都港区海岸一丁目二番二〇号）に対して、本合併により承継する予定の、本合併前に戊が行っていた、甲のインターネット広告、テレビCM、ブランドムービーの映像制作、ウェブサイトの製作、ブランドマーケティング戦略、立案等、事業プロデュースに関する一切の事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します（以下、「本新設分割」といいます）。

本合併及び本新設分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の目付 令和七年八月四日

掲載頁 六十八頁（号外第一七七号）

(乙) 掲載紙 官報

掲載の目付 令和七年八月四日

掲載頁 六十二頁（号外第一七七号）

(丙) 掲載紙 官報

掲載の目付 令和七年五月二十二日

掲載頁 六十五頁（号外第一一二号）

(丁) 掲載紙 官報

掲載の目付 令和七年五月二十二日

掲載頁 六十頁（号外第一一二号）

<https://www.ad-flex.com/>

(戊) 掲載紙 官報

掲載の目付 令和七年五月二十二日

掲載頁 六十七頁（号外第一一二号）

令和七年八月二十二日

東京都港区海岸一丁目二番二〇号

(甲) 株式会社NJM2

代表取締役 野島 廣司

東京都千代田区丸の内一丁目一番一五九

スビル五階 (乙) 株式会社BCJー59

代表取締役 馬場 正臣

東京都港区海岸一丁目二番二〇号

(丙) 株式会社ストリートホールディン

グス 代表取締役 海本 桂多

東京都港区海岸一丁目二番二〇号

(丁) 株式会社トライスステージ

代表取締役 海本 桂多

東京都港区海岸一丁目二番二〇号

(戊) 株式会社アドフレックス・コミュニ

ケーションズ

代表取締役 桑畑 治彦

福岡市中央区大名二丁目六番五〇号

(己) 株式会社ブランドビジョン

代表取締役 中尾賢一郎

投資主総会開催公告

令和七年十月二十四日に投資主総会を開催いたします。規約第十八条第一項の規定に従い、令和七年七月三十一日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、当該投資主総会において議決権を行使することが出来る投資主といたします。

令和七年八月二十二日

東京都港区虎ノ門四丁目一番一七号

ESRリート投資法人

執行役員 渡邊 和彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十一億七千五百万円減少することにしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は令和七年四月二十三日付官報号外第九十一号の八十七頁に掲載されています。

令和七年八月二十二日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

備後町インベストメント特定目的会社

取締役 中村 武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき、優先資本金の額を金二十三億五千六百五十万円減少することにしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和六年九月二十五日付官報の号外第二百二十三号六十八頁に掲載されています。

令和七年八月二十二日

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

アールイーエフ・インベストメント

特定目的会社

取締役 栗国 正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八十三億円減少することにしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年六月二十六日付官報号外第一四四号一五四頁に掲載されています。

令和七年八月二十二日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

Gravity特定目的会社

取締役 三品 貴仙

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき優先資本金の額を金六億五千万円減少することにしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00045>

令和七年八月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一〇

一号 ジャパン・アカシ特定目的会社

取締役 中村 武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき優先資本金の額を金十三億円減少することにしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00056>

令和七年八月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一〇

一号 ジャパン・アマギ特定目的会社

取締役 中村 武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき優先資本金の額を金七億八千万円減少することにしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00033>

令和七年八月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一〇

一号 ジャパン・アサマ特定目的会社

取締役 中村 武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき優先資本金の額を金十三億六千四百四十万円減少することにしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://www.asa-epn.jp/ir/000003461120/>

令和七年八月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一〇

一号 辻堂ホールディング特定目的会社

取締役 栗国 正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十七億円減少することにしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の目付 令和七年六月十九日

掲載頁 二〇九頁（号外第一三六号）

令和七年八月二十二日

福岡県福岡市博多区上呉服町一〇番一号

博多那珂6開発特定目的会社

取締役 三品 貴仙

債権申出の催告（第三回）

当基金は、代議員会における代議員の議決により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年八月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年八月二十二日

福岡県福岡市中央区渡辺通三丁目一番一〇号

相光グループ勤労者財産形成基金

清算人 砥綿 和昭

訂正公告

令和七年八月十五日（第一五二八号）掲載の組織変更公告中、住所「石川県金沢市才田町戊三三七番地」とあるのは「石川県金沢市才田町戊三三七番地」の誤りにつき訂正します。

令和七年八月二十二日

石川県金沢市才田町戊三三七番地

代表社員 徳田 順